

個人情報保護の仕組み ～保護と利用のバランス～

平成 17 年 4 月に「個人情報の保護に関する法律（以下、「保護法」）」が全面施行されて以来、個人情報の取扱いに対する市民や事業者等の意識は非常に高まりました。

一方で、個人情報は社会生活の様々な場面で必要なものにもかかわらず、取扱いについて不安や疑問も多く生じ、中には保護法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる過剰反応といえる状況も生じています。自治会町内会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループなど、個人情報の取扱いが欠かせない地域活動に携わる団体等からも、この過剰反応に苦慮しているという声が聞かれます。

個人情報は、上手に使いえば顔が見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係や支え合いが育ち、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

「個人情報を適正に管理しつつ、上手に利用する。」このための基本的な考え方や仕組みについて、整理しました。

1 地域における個人情報の取扱いの課題と市の取組

<地域から>

「保護法があるために、地域づくりが進まないのではないか。」

「自治会町内会名簿等を作るために、個人情報を集めると保護法違反になるのではないか。」



市民局から

個人情報保護制度に関する正しい理解を促すため、啓発チラシを作成・配布

啓発チラシの趣旨

- 個人情報は上手に使うことで、安心できる地域社会づくりに役立てられること。
また、自治会町内会活動等の運営のためには、会員情報の把握が必要なこと。
- 個人情報は「保護」するだけでなく、上手に「利用」する“バランスが大切”であること。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報保護制度に関する本市の取組

(1) 個人情報に関する啓発チラシの配布（平成25年2月）

個人情報保護について、なるべく多くの方に手に取っていただけるよう、制度の趣旨を分かりやすくまとめたチラシを自治会町内会を通じて班回覧を行うとともに、区役所、地区センター、地域ケアプラザ、主要駅等で配布しました。

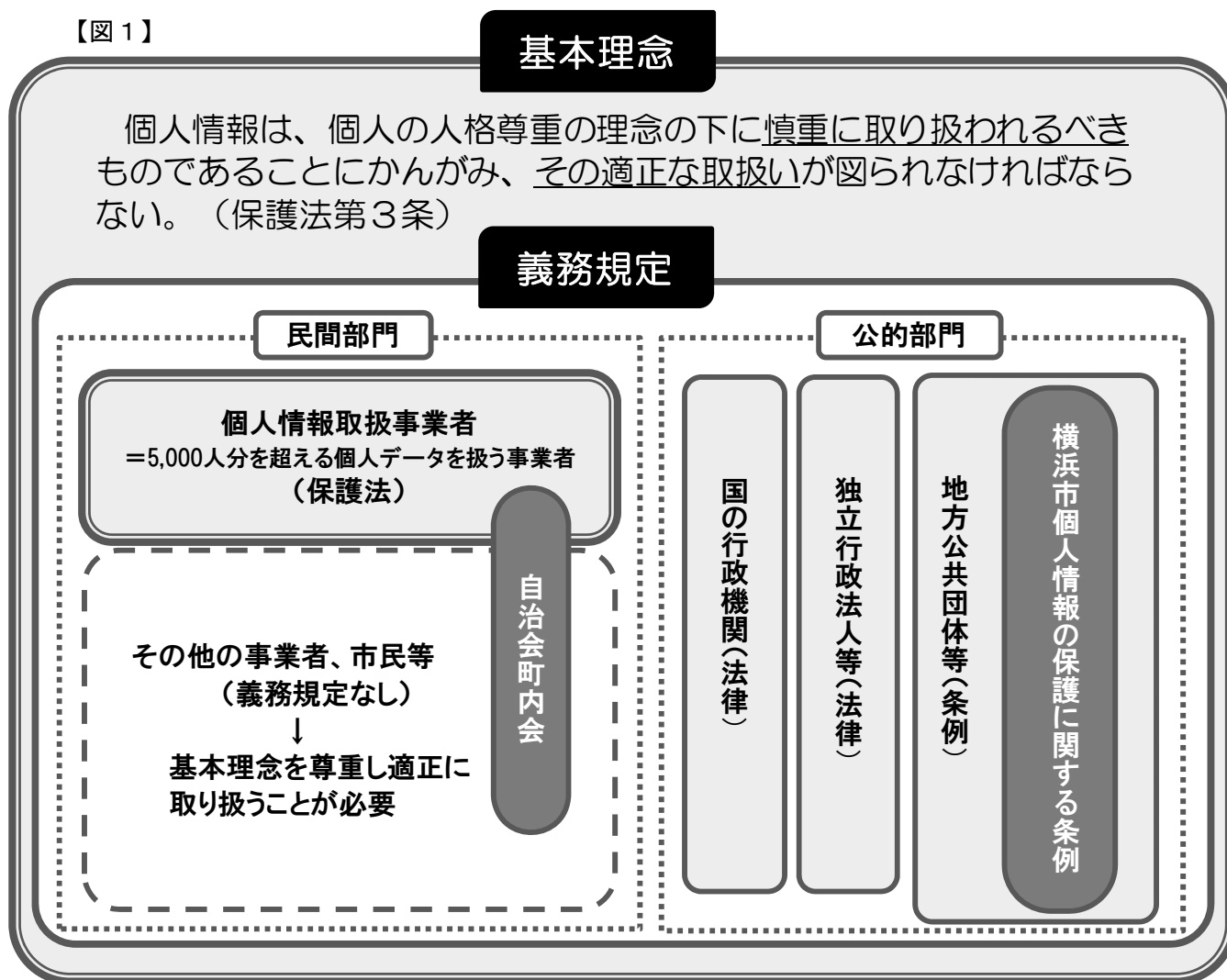
(2) 「市民生活における個人情報保護Q&A」の配布（平成18年5月初版、平成22年7月改訂）

市民の皆様に、個人情報保護制度について正しく御理解いただくために、主な相談事例をまとめた事例集を自治会町内会に配布するとともに、区役所、地区センター等で配布しました。

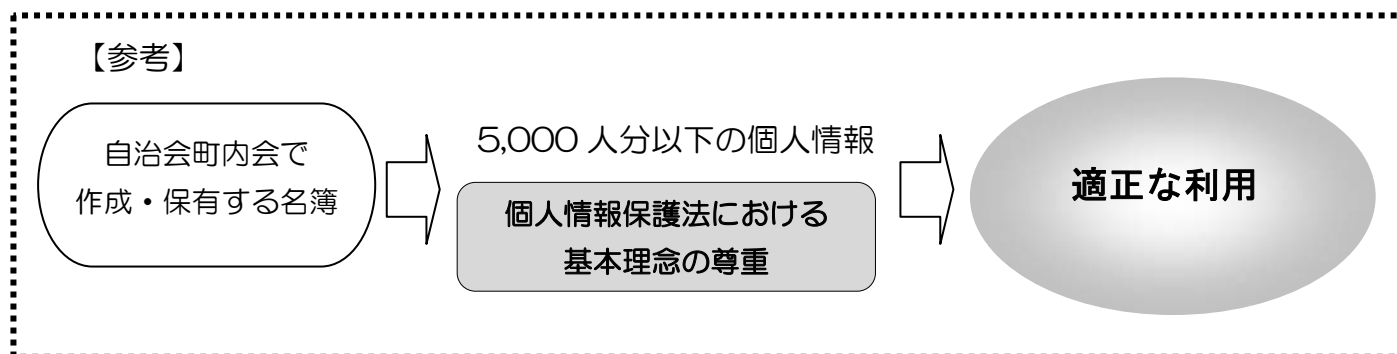
2 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の体系

【図1】

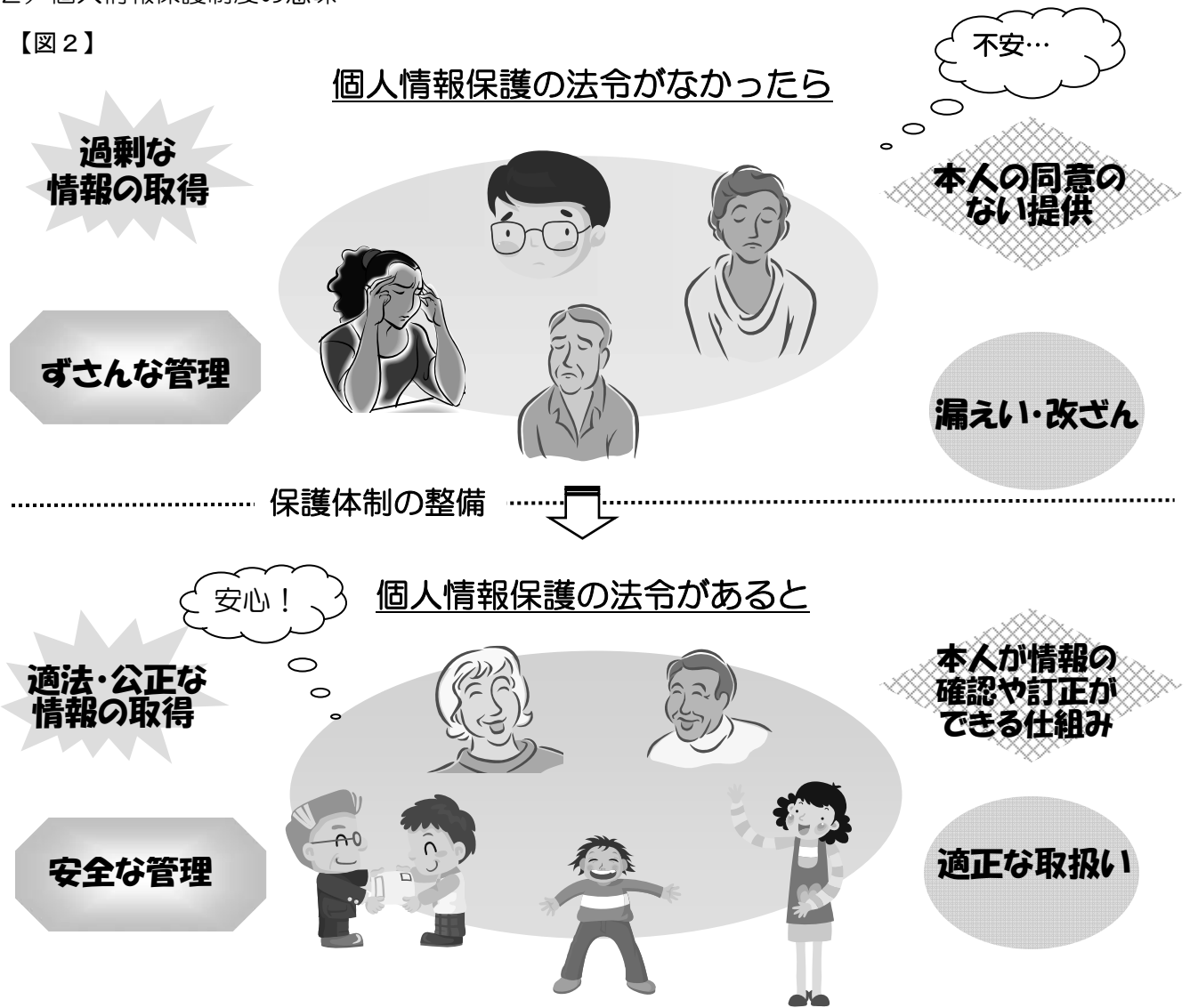


【参考】



(2) 個人情報保護制度の意味

【図2】



3 横浜市における個人情報の取扱い

横浜市では、実施機関※において個人情報を取り扱う事務の届出が2,000件を超えており、所管課によっては大量の個人情報や、秘匿性の高い個人情報を扱っています。

個人情報に係わる権利利益は、一旦侵害された場合、その回復が大変困難です。このことを認識し、必要かつ十分な保護措置を講ずる責任があるという観点から、本市では市条例に基づき、適正な取扱いのための措置を定めています。

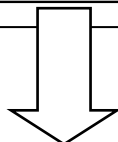
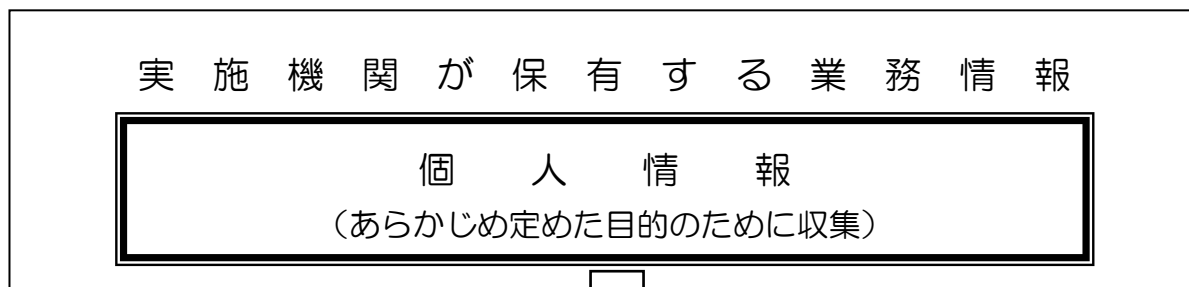
一方、個人情報の有用性に配慮し、必要な個人情報の利用が図られるよう支援することも行政の役割です。適切な手続をとることで、実施機関が保有する個人情報を、当該実施機関以外に提供することも可能となります。

※横浜市個人情報の保護に関する条例（以下、「市条例」）第2条による定義

実施機関：市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

【図3】 市条例による実施機関の個人情報の取扱い

保有する個人情報を、利用・提供する場合の考え方



あらかじめ定めた目的以外の利用・提供は原則禁止

市条例第10条第1項本文

実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。



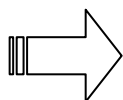
ただし、利用・提供できる場合もある



◀ 例外規定 ▶ 市条例第10条第1項ただし書第1号～第5号

- ①法令等の定めがあるとき
(例：災害時要援護者支援事業)
- ②本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ③出版・報道等により公にされているとき
- ④人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ⑤実施機関が公益上特に必要があると認めるとき
■実施機関外部への提供する場合（横浜市個人情報保護審議会での審議が必要）
(例：ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業)

保有する個人情報が、
適切に守られている



適正な手続により、
利用・提供が可能

市民の皆様への安心・信頼

市民生活における 個人情報保護Q&A

〔改訂版〕

個人情報保護は保護と利用のバランスが大切です。



平成 17 年 4 月に個人情報保護法が全面施行されて以来、個人情報の取扱いに対する市民や事業者等の意識は非常に高まりました。その一方で、個人情報の取扱いについての不安や疑問も多く生じています。中には、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる過剰反応ともいえるような状況が起きており、市にも市民の皆様から様々な相談が寄せられています。このパンフレットでは、市民の皆様から寄せられた相談のうち、主な事例を紹介しています。

個人情報保護制度を正しく理解し、個人情報を適正に保護するとともに上手に利用しましょう。

Q1. どのような情報が「個人情報」にあたるのですか。

A. 「特定の個人の情報」であることを認識できる情報です。

個人情報保護法に定める「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう、とされています。

具体的には、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、生活記録、写真、映像、思想、信条、宗教、病歴・障害、意見などが個人情報となります。

Q2. 自宅にダイレクトメールが届いたり、営業電話がかかってきたりします。自分の個人情報をどうやって入手したのか不安です。これは違法ではありませんか。

A. 個人情報保護法のルールを守っていれば、適法に行うことができます。

電話帳や市販の住宅地図など一般に公にされているものから個人情報を収集し、利用目的を通知又は公表していれば、営業電話やダイレクトメールも適法に行うことができます。

名簿業者など個人情報を第三者に提供している事業者で、法律の義務規定が適用される事業者（P2参照）は、本人から申出があれば情報を削除しなければならないことになっています。

ただし、架空請求など悪質と思われるダイレクトメールや電話などの場合は、連絡を取ると、逆にさらなる個人情報や金品などを要求してくる場合がありますので、無視することが一番安全です。

Q3. 商品購入のためA社に資料請求したところ、A社と合併したB社から資料が届きました。個人情報の取扱いとして問題はないのでしょうか。

A. 合併など事業承継に伴う提供は、個人情報の第三者提供に該当しません。

個人情報の第三者提供には、原則として本人同意が必要です。

しかし、合併など事業承継に伴う個人情報の提供は、本人の同意を必要とする第三者提供には該当しません。したがって、A社が個人情報を取得した際の利用目的の範囲内での利用であれば、B社が利用しても違法ではありません。

個人情報取扱事業者の主な義務

個人情報取扱事業者とは、5,000件を超える「個人データ（特定の個人情報を容易に検索できるように構成したデータベースの中の個人情報）」を事業活動に利用している事業者です。営利・非営利を問わず、個人情報保護法の適用を受けます。

（過去6か月以内のいずれの日においても、個人情報の合計が5,000件以下の事業者は該当しません。）

※ 個人情報取扱事業者に該当しない場合も、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが必要です。

●利用目的の特定（第15条）

・「個人情報」を取り扱うにあたっては、利用目的をできるかぎり特定しなければならない。

●目的外利用の禁止（第16条）

・あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて「個人情報」を取り扱ってはならない。

●適正な取得（第17条）

・偽りその他不正な手段により「個人情報」を取得してはならない。

●取得時の利用目的の通知等（第18条）

・「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

・「個人情報」を本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

●データ内容の正確性の確保（第19条）

・利用目的の達成に必要な範囲内において、「個人データ」を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

●安全管理措置（第20条）

・「個人データ」の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「個人データ」の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

●従業者・委託先の監督（第21条・第22条）

・「個人データ」の安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

●第三者提供の制限（第23条）

・次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、「個人データ」を本人以外の者（第三者）に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国等に協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※委託の場合、合併等の場合及び一定事項の通知等を行って共同利用する場合は、第三者提供に該当しない。

●利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（第24条～第27条）

・「保有個人データ」の利用目的、開示・訂正・利用停止等の手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態に置かなければならない。

・「保有個人データ」に係る、開示・訂正・利用停止等について、本人の求めに応じて必要な対応を行わなければならない。

●苦情の処理（第31条）

・本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

・本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など必要な体制の整備に努めなければならない。

Q4. 自治会町内会やサークル団体には個人情報保護法が適用されますか。

A. 個人情報保護法の事業者に対する規定は通常適用されません。

個人情報保護法に定める義務規定が適用される事業者は、5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している者のみであるため、5,000件を超える個人情報を保有していない自治会町内会やサークル団体は対象外となります。もちろん個人にも適用されません。

ただし、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが必要です。

プライバシーの侵害に注意！

個人情報保護法が適用されない場合でも、次の①～③すべてに当てはまる情報をみだりに漏らした場合には、いわゆるプライバシー権の侵害として、民法上の不法行為責任や刑法上の名誉毀損罪に問われる場合があります。

- ① 個人の私生活に関する情報
- ② 一般の人に知られていない情報
- ③ 一般の人の感受性を基準にして通常公開を欲しないと考えられる情報

Q5. 自治会町内会で名簿などを作るときに注意することはありますか。

A. 自治会町内会の役割（防犯・防災、環境美化、福祉、文化・レクリエーション活動など）を実現するために、名簿作成が必要であることについて、事実上会員の理解を求めるスタンスをとることがよいでしょう。

※ 横浜市では自治会町内会活動を支援するために、補助金の交付等の助成をしています。



自治会町内会で名簿を作成・配付するときのポイント

1 利用目的について

自治会町内会名簿は専ら自治会町内会活動の目的を達成するために利用することを、名簿に記載することもひとつの方法と考えられます。

2 名簿に載せる項目の限定

名簿に載せる項目は、氏名・住所・電話番号など、必要最小限にしましょう。

3 個人情報取得するときの留意事項

よき地域社会を作り上げることが自治会町内会の大きな役割であることを理解していただき、病に倒れている人がいた場合や困っている人がいたときに、名簿などを活用する必要があることを理解してもらおうことが肝要でしょう。

4 利用方法のルール

利用方法のルールについては、自治会町内会活動のために利用することを名簿に記載するのもよい方法と考えられます。

5 名簿取扱いのルール

自治会町内会員の皆様におかれても、セールスなど営業目的のために利用されることのないよう配慮していただきたい旨、名簿に記載することもひとつの方法でしょう。

Q6. イベント時の写真を掲示するときに全員の同意は必要ですか。

A. 事前の案内をするときに告知しておきましょう。

お祭りなどの各種イベント時に写真を撮り、後日集会所、会報、ホームページなどに掲載する場合があります。写真に写っている個人の顔も個人情報に該当しますので、取扱いには一定の注意が必要です。

撮影や掲載がイベント計画時に分かっているのであれば、イベントを告知する際やイベント会場で次のような注意書きを付けて周知しておくとい良いでしょう。

当日（本日）は写真撮影を行います。撮影したものは〇〇のかたちで公開される予定です。

ビデオ録画についても、撮影を受けた場合には公表されることを事前に告知しておきましょう。

また、ホームページへの掲載など**不特定の人に対して公にする場合には、撮影にあたって、個人**
人の同意を取るか、遠景とするなどの特段の配慮が必要です。

なお、個人的に撮影し、個人で利用する場合には、周りの人が写ってしまったとしても、公序良俗に反しない限り問題ありません。

Q7. 災害に備えて高齢者などの情報を地域で共有しておきたいのですが。

A. 悪用される危険性が高い情報なので、特に厳重に管理することが必要です。

緊急の場合に備えてひとり暮らしの高齢者の連絡先などを地域で共有することは、災害時に迅速な支援を行うために効果的ですが、一方でこのような情報は、他の情報に比べて、詐欺や空き巣などの犯罪に悪用される危険性が高いので、情報を利用できる人を必要最小限にし、それ以外の人が利用できないよう特に厳重に管理する必要があります。また、収集の際には本人又は近親者の同意を取るようによみましょう。

なお、事故や災害が起こったとき、被害者の家族等への連絡、その他被害者の生命、身体、財産等を保護するため緊急の必要がある場合には、本人の同意を得ずとも個人情報利用、提供は可能です。

Q8. 商店会などで防犯カメラを設置するにあたり、気をつけることはありますか。

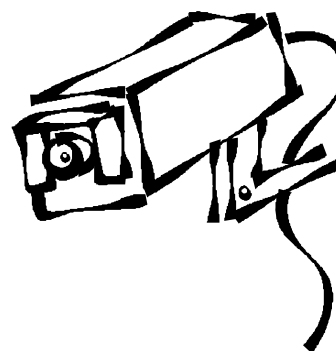
A. カメラ設置の必要性、利用の目的・範囲、管理方法等について、設置する地域の皆様の意見をお聞きすることが望ましいと思われます。

防犯カメラについては有用性が認識されている一方で、個人情報やプライバシー侵害等の面で不安を感じる人もいます。法律や条例の趣旨を踏まえ、カメラ設置の必要性、利用の目的・範囲、管理方法等について、商店会・自治会町内会・管理組合など設置する地域の皆様の意見をお聞きし、可能な範囲で周知することが望ましいと思われます。

なお、横浜市では「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定していますので、参考にしてください。

- 「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/shobo/bouhan/bouhanpege.html>



横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

※「1 目的」「2 定義」「9 苦情等の処理」「10 運用基準の策定」「11 その他」は省略

3 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置及び運用するにあたって、その適切な管理を図るため管理責任者を指定するものとする。

4 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

5 防犯カメラの設置の表示

防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を分かりやすく表示する。

6 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（1）防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ設置者は、必要であると判断する場合は、防犯カメラ及びそのモニター又は録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。その場合、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（2）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は短期間とするものとし、おおむね1か月以内で必要な保存期間を決め、不必要な画像データの保存は行わない。

（3）画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や操作担当者等の関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、「8」に定める場合を除き、画像の複写及び加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（4）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

7 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。

（1）法令等の定めがあるとき

（2）本人の同意があるとき、又は、本人に提供するとき

（3）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（4）捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする

Q9. 採用試験で不採用となった人の「履歴書その他提出された書類」は、これまでどおり返却しなくても違法にはなりませんか。

A. 「返却しないこと」は違法ではありません。ただし、トラブルを避けるために「履歴書その他提出された書類は返却しない旨」をあらかじめ明示しておきましょう。また、保管・管理は適正に行い、不要となった際には速やかに適正な方法で廃棄しましょう。

不採用となった人の履歴書を、利用目的の範囲内で保有することは違法ではありません。個人情報保護法では、取得した個人情報の取扱いについて定めていますが、返却については定めていません。なお、採用試験のための履歴書等の取得は、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（法第18条第4項第4号）」に該当するため、利用目的の明示はしなくてもかまいません。

Q10. 取引先から「貴社の従業員に当社の新商品紹介のダイレクトメールを送りたいので、従業員の住所・氏名を教えてほしい」との依頼がありました。断りにくいのですがどうしたらよいでしょうか。

A. 従業員の個人情報も顧客等の個人情報と同様に、個人情報保護法に従って適切に取り扱うことが必要です。利用目的外に利用したり、第三者に提供したりする場合は、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。

従業員の個人情報は、事業遂行のために取得されたものであり、事業目的のために社会通念上合理性があると認められる範囲内で利用すべき個人情報です。

したがって、本事例のように、取引先の営業活動に利用する場合は、利用目的外の利用・第三者提供となりますので、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。また、同意が得られた場合でも、提供する情報は、住所・氏名などできるだけ基本的な必要最低限の情報に限定することが望ましいでしょう。

なお、雇用関係において事業者が優越的な立場にある場合、事実上同意を強制してしまうことが起こりがちですので、そのようなことのないように留意する必要があります。

Q11. 会社のホームページに従業員の氏名・顔写真を掲載したいのですが、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A. ホームページへの掲載は、個人情報の第三者提供となりますので、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。また、個人情報をホームページに掲載することが本当に必要なかどうか、慎重に判断するようにしましょう。

ホームページに従業員の顔写真等を掲載することは、顧客が親近感・安心感を持ったり、信頼度が高まるなどの効果が期待できます。

しかし、インターネットは世界中の人が自由に見ることができ、一度掲載した情報を取得した人から回収することは、ほぼ不可能といえます。中にはインターネットで取得した情報を悪用して嫌がらせ等の行為をする人もいるため、本当に個人情報をホームページへ掲載することが必要なかどうか、慎重に判断しましょう。

Q12. 担任をしているクラスの生徒が大けがをし、意識不明になりました。病院に付き添って行きましたが、生徒の保護者と連絡が取れません。

医師から、治療に必要な情報として生徒のアレルギーの有無などを尋ねられました。知り得る範囲のことを答えてもよいのでしょうか。

A. 「人の生命、身体の保護に必要な場合」は、本人の同意が得られないときであっても、必要な範囲で情報提供することができます。

個人情報は法に定められた場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することは禁止されています。

しかし、本事例のように、適切な治療を受けるために必要な情報の提供を医師に求められており、生徒本人からも、親権者である保護者からも同意を得ることができない場合は、「人の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第1項第2号）」にあたると考えられます。したがって、担任教師は生徒の健康情報を必要な範囲で医師に提供することができます。なお、生徒の保護者と連絡が取れ次第、その旨をお知らせすることが大切です。

個人情報相談窓口のご案内

●民間事業者の個人情報の取扱いに疑問があるとき

それぞれの民間事業者の相談窓口にお問い合わせください。

窓口がない場合・回答に疑問がある場合などは、下記の窓口に相談してください。

●横浜市・神奈川県・国の行政機関等の個人情報の取扱いに疑問があるとき

それぞれが定めている条例・法律が適用されます。下記の窓口に相談してください。

| 相 談 窓 口 | |
|---|---|
| 横浜市 (市民局市民情報室) | 電話 045-671-4321 FAX 045-664-7201 受付時間 [平日] 8:45~12:00、13:00~17:15 所在地 横浜市中区港町1-1 Eメール sh-kojin@city.yokohama.jp ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/ |
| 神奈川県 (県民局県民活動部 情報公開課 個人情報保護グループ) | 電話 045-210-3720 受付時間 [平日] 8:30~17:15 所在地 横浜市中区日本大通1 |
| 神奈川行政評価事務所 情報公開・個人情報保護 総合案内所 | 電話・FAX 045-228-1308 受付時間 [平日] 9:00~17:00 所在地 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階 ○国の行政機関・独立行政法人等の個人情報の取扱いに関する相談を行います。 |
| 認定個人情報保護団体 | ○対象事業分野の民間事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談などを行う、国が認定した団体です。 ○認定個人情報保護団体の一覧は、次のホームページをご覧ください。 http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/ninteidantai.html |
| 消費者庁 個人情報保護法 質問ダイヤル | 電話 03-3507-9160 受付時間 [平日] 9:30~12:00、13:00~17:30 ○民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問にお答えします。 |

個人情報保護審議会の案内

本審議会は、個人情報の取扱いの適正を図り、個人の権利利益を保護することを目的として、平成13年7月に設置された。

本審議会には、個人情報を取り扱う事業者等から、個人情報の取扱いに関する相談が寄せられる。

本審議会では、個人情報を取り扱う事業者等から寄せられる相談について、調査・助言を行う。

本審議会では、個人情報を取り扱う事業者等から寄せられる相談について、調査・助言を行う。

本審議会では、個人情報を取り扱う事業者等から寄せられる相談について、調査・助言を行う。

| お問い合わせ先 | 電話番号 | FAX番号 | 住所 |
|------------|---------------|--------------|-------------|
| 横浜市民情報センター | 045-671-4331 | 045-664-7201 | 横浜市港町1-1 |
| 横浜市民情報センター | 045-210-3750 | 045-80-17-15 | 横浜市中区日大前1-1 |
| 横浜市民情報センター | 045-228-1308 | 045-80-17-00 | 横浜市中区山手町8-9 |
| 横浜市民情報センター | 045-2507-9160 | 045-80-17-00 | 横浜市中区山手町8-9 |

発行：横浜市個人情報保護審議会（事務局：横浜市市民局市民情報室）
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-3883 FAX 045-664-7201
（平成22年7月発行 / 平成23年12月改訂）

個人情報 上手な利用でつくる 安心の地域社会

個人情報は**保護**と**利用**の**バランス**が大切です。



★適切に**保護**して、**まもる**

個人情報は誰もが大切にしているものです。
取扱いには十分に気をつけましょう。

- パソコンやメディアの管理
- 持ち運ぶときは注意 など

★上手に**利用**して、**つなぐ**

個人情報は人が助け合うために欠かせないものです。

- 災害時に助け合うための名簿
- 学校の緊急連絡網やサークルの会員名簿 など

個人情報

個人情報は、上手に使えば顔が見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係や支え合いが育ち、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

Q 自治会町内会では、会員名簿を作り、配ってはいけませんか。

A 会の運営のためには、会員情報の把握が必要です。自治会町内会の役割と活動、連絡や緊急時のために名簿が必要であることを理解してもらった上で、情報を提供してもらいましょう。また、掲載項目や配布先等の必要なルールを事前に決めておきましょう。



よこはま家の納得! 個人情報



自治会名簿を自治会長さんが持ってきてくれたけれど、こういうのって配っていいの?
高校のとき、クラスの連絡網が作られなくなったよね?



今は、各家庭に確認をとって作っているのよ。



うん! 学校はそうだよ。



一時期「個人情報だから」って過敏になりすぎて、クラスの連絡網が無くなってちょっと困ったわね。



個人情報保護法には、名簿を作ってはいけないなんて書いていないんだよ。目的やルールが決まっていれば大丈夫! 近隣や知人同士でいざというとき助け合うために、普段から必要な情報の共有は欠かせないからね。



この間の大きな地震のとき、近所のまもるさんがすぐ声をかけてくれたのは、ありがたかったね。



昼間は家に私たち2人だけだっ

て知っているから、心配してくれるのよね。


この名簿は、地域の人たちの大事な情報が載っているから、我が家でも大切に保管して、きちんと取り扱いましょ

うね。

情報を集めるとき・名簿を作るときのルール

- 氏名、住所、電話番号、年齢、性別など、活動内容に合わせた必要な情報を提供してもらいましょう。
- 名簿に載せる項目は、共有が必要な情報のみとし、世帯それぞれの状況に柔軟に合わせるなどの配慮をしましょう。
- 名簿はなくさないよう適切に管理しましょう。利用・廃棄方法を名簿に記載するのも、よい方法と考えられます。

・個人情報相談窓口のご案内・

横浜市 市民局市民情報室

横浜市の個人情報の取扱い等のご相談をお受けします。

| | | | |
|--------|---|-----|--------------|
| 電話 | 045-671-4321 | FAX | 045-664-7201 |
| 受付時間 | 8:45~12:00、13:00~17:15 月~金曜日(祝日・年末年始除く) | | |
| 所在地 | 横浜市中区港町1-1 | | |
| Eメール | sh-kojin@city.yokohama.jp | | |
| ホームページ | http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/ | | |

消費者庁 個人情報保護法質問ダイヤル

民間事業者が守るルール^(*)である個人情報保護法の解釈などについての疑問にお答えします。

| | |
|------|---|
| 電話 | 03-3507-9160 |
| 受付時間 | 9:30~12:00、13:00~17:30 月~金曜日(祝日・年末年始除く) |

※5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している民間事業者は、利用目的の通知・公表や第三者提供の制限など個人情報保護法の規定を守る必要があります。

孤立予防対策として民生委員・児童委員が担っている事業等

1 民生委員・児童委員の基本的な役割

- ・地域住民に最も身近な相談相手として、地域住民の立場で相談に応じます。
- ・相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

(1) 主な活動

| 活動の種類 | 内 容 |
|-------|---|
| 訪問・連絡 | 高齢者・障害者・子育て家庭等への訪問・電話連絡 等 |
| 相談・支援 | 在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、子育て・母子保健、教育・学校生活、生活費、仕事、年金、家族関係 等 |
| その他 | サロン活動等の地域福祉活動、学校行事・地域の行事への参加、行政等からの依頼 等 |

(2) 民生委員・児童委員の協力が明記されている法律等

| 協力者 | 法 律 等 |
|---------------|--|
| 民生委員 | 生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、学校保健安全法施行令、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令、生活福祉資金貸付け(厚労省通知) |
| 民生委員 ・児童委員 | 売春防止法、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(厚労省・国交省告示) |
| 児童委員 | 母子及び寡婦福祉法、児童虐待防止法 |

(3) 横浜市が依頼している主な業務(別紙1参照)

2 孤立予防に関連する事業 (別紙2参照)

| | 災害時要援護者支援事業 | ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 |
|-------|---|--|
| 目的・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者等災害が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される方(災害時要援護者)について、安否確認、避難支援等の活動ができるよう日頃からの地域の自主的な取組を支援する。 ・ 自主防災組織等の希望により、協定締結等の手続の上、要援護者名簿の提供が可能(同意方式、情報共有方式(条例を根拠にした方式)による情報提供) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員による訪問・相談支援等をきっかけに、ひとり暮らし高齢者を、地域ぐるみの見守り活動等へつないでいく。 ・ 行政が保有する個人情報を、民生委員及び地域包括支援センターに提供することにより、民生委員活動に活かすとともに、民生委員・地域包括支援センター・区役所の三者が連携した取組を推進する。 |
| 対象者 | 災害時要援護者 | 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 【平常時の取組】 ・ 要援護者との関係づくり、日頃の見守り ・ 災害時の対応の検討、防災訓練の実施 等 【災害時の取組】 ・ 要援護者の安否確認、避難支援 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員による訪問と状況把握 ・ 相談支援や地域の見守り活動へのつなぎ等 |

(裏面あり)

3 欠員状況

| | 定数 | 現員数 | | | 欠員 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|------|
| | | 合計 | 男 | 女 | |
| 民生委員・児童委員 | 4,078人 | 3,980人 | 1,066人 | 2,914人 | 98人 |
| 主任児童委員 | 520人 | 506人 | 44人 | 462人 | 14人 |
| 合計 | 4,598人 | 4,486人 | 1,110人 | 3,376人 | 112人 |

(平成25年6月3日現在(「横浜市民生委員推薦会」で承認された平成25年7月欠員補充を含む))

4 活動支援

(1) 「民生委員児童委員、主任児童委員 活動ガイドライン」改訂版発行

| | |
|------|--|
| 発行時期 | 平成25年5月 |
| 配付先 | 全民生委員・児童委員、各区福祉保健課、地域ケアプラザ、各区社会福祉協議会等 |
| 内容 | 民生委員・児童委員制度、活動に関する疑問への対応策等 |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 活動の様々な場面で活用できるよう項目数を大幅に増加(改訂前44項目→改訂後76項目) 編集に民生委員・児童委員、市社協、区役所担当者が参加し、現場の声を反映 従来からよくある疑問について、具体的な対応策を分かりやすく解説 |

(2) 研修の実施

| 研修名 | 対象 |
|--------------|-------------------|
| 地区会長研修 | 地区会長 |
| 新任地区会長研修 | 新任地区会長 |
| 中堅リーダー養成研修 | 副会長など地区会長以外のリーダー層 |
| 課題別研修 | 任期2年以上の民生委員・児童委員 |
| 主任児童委員研修 | 主任児童委員 |
| 新任民生委員児童委員研修 | 新任民生委員・児童委員 |

(3) 市民への周知

ア 「パンフレット」の配付

| | |
|------|-----------------------------------|
| 発行時期 | 平成25年5月～6月 |
| 配付先 | 区・市民生委員児童委員協議会、市内全自治会町内会、各区福祉保健課等 |
| 内容 | 民生委員・児童委員制度、活動内容、活動実績等 |

イ 「広報よこはま区版」「県のたより」による広報

横浜市から民生委員・児童委員、主任児童委員への主な依頼

横浜市から民生委員・児童委員、主任児童委員に依頼している主な事業は次のとおりです。

1 障害のある方々の福祉事務

【区独自事業】

- ・災害時要援護者安否確認等支援事業【鶴見区】
- ・地域での見守り活動【港南区】

2 高齢者の福祉事務

- ・ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

【区独自事業】

- ・見守り・定期訪問活動（65歳以上のひとり暮らし等高齢者）【鶴見区】
- ・ふれあい訪問（65歳以上のひとり暮らし高齢者等）【神奈川区】
- ・熱中症対策事業【南区】
- ・ケアマネジャーへの連絡事業【港南区】
- ・あんしん訪問事業（概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等）【保土ヶ谷区】
- ・地域支えあい事業（65歳以上のひとり暮らし高齢者等）【磯子区】
- ・青葉ふれあい見守り事業【青葉区】
- ・熱中症予防啓発事業【青葉区】
- ・ひとり暮らし高齢者防火安全対策事業【青葉消防署】
- ・ひとり暮らし高齢者等支援事業【都筑区】
- ・戸塚区ひとり暮らし熟年世代訪問（65歳以上75歳未満のひとり暮らしの方）【戸塚区】
- ・敬老祝品贈呈（101歳以上の方）【戸塚区】

3 児童福祉事務

- ・児童扶養手当請求時の調査
- ・STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン協力

【区独自事業】

- ・防犯ボランティア【磯子区】
- ・児童虐待防止対策【瀬谷区】

4 母子福祉事務

- ・母子寡婦福祉資金貸付時の調査

5 母子保健事務

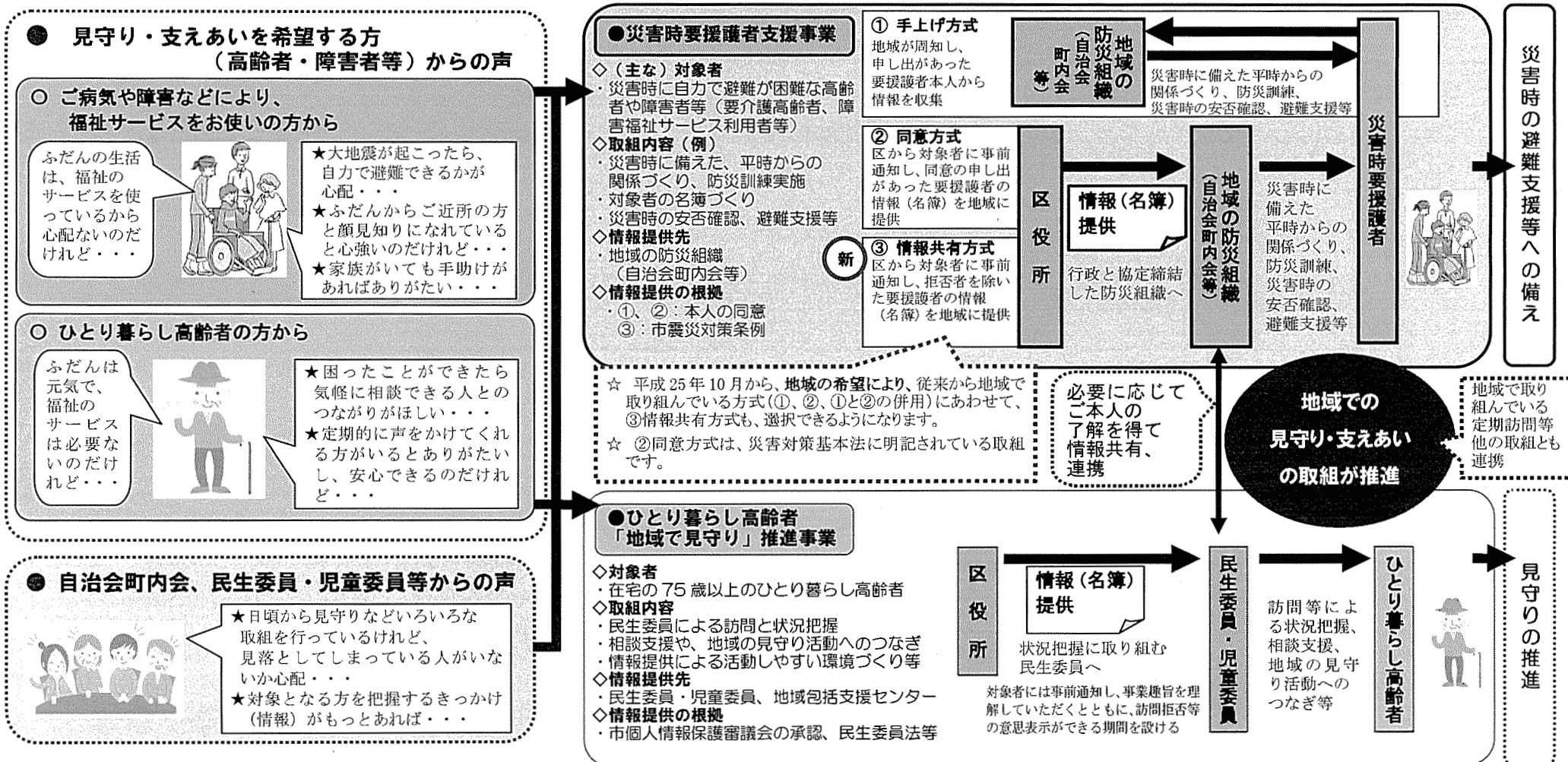
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業

【区独自事業】

- ・育児教室【金沢区】
- ・地域育児教室【青葉区】
- ・わくわく情報コーナー（子育て情報の提供）【青葉区】

地域での見守り・支えあいの取組の推進に向けて

地域からの声を受け、地域での見守り・支えあいの取組が進むよう、“ご本人と知り合うきっかけづくり、環境づくり”の一つの方法として、**行政が保有する対象者の情報（名簿）を、提供できるようにするための手続を進めています。**



これらの取組を通じて
目指していること

- 地域の要援護者
- 孤立しやすいひとり暮らし高齢者を対象として

地域で活動する方とご本人が知り合うきっかけづくりを通じた、見守り・支えあいの取組が進んでいくこと

- 1 民生委員協力員等制度の実施状況
- 2 他都市の民生委員協力員等制度
- 3 新潟市「民生委員協力員の手引き」

1 民生委員協力員等制度の実施状況

(1) 民生委員協力員等

様々な福祉課題に対応するため、民生委員に期待される役割も増加する中、民生委員と連携し、その補助的な役割を担う協力者(活動内容は「2 他都市の民生委員協力員等制度」を参照)

(2) 指定都市の実施状況 (平成25年6月末現在)

| | 制度の有無 |
|-------|-------|
| 札幌市 | なし |
| 仙台市 | なし |
| ☆新潟市 | あり |
| 千葉市 | なし |
| さいたま市 | なし |
| 横浜市 | なし |
| 川崎市 | なし |
| 相模原市 | なし |
| 静岡市 | なし |
| 名古屋市 | なし |
| 浜松市 | なし |
| ☆神戸市 | あり |
| 京都市 | なし |
| 大阪市 | なし |
| 堺市 | なし |
| 岡山市 | なし |
| 広島市 | なし |
| 福岡市 | なし |
| 北九州市 | なし |
| 熊本市 | なし |

【照会方法】

電話又はEメール

【参考】

| | 制度の有無 |
|------|-------|
| ☆東京都 | あり |
| 神奈川県 | なし |

2 他都市の民生委員協力員等制度

| | 新潟市 | 神戸市 | 東京都 |
|-----------------------------|--|--|--|
| 名称 | 民生委員協力員 | 民生委員支援員 | 民生・児童委員協力員 |
| 配置基準 | 民生委員1人につき1人(必要に応じて配置することができる。) | 民生委員1人につき1人 | 地区民児協あたり3人とし、当該区市町村における定数の範囲内で決定。ただし、複数の地区民児協が組織されている区市町村は、当該区市町村が定数の範囲内で各地区民児協の定数配分を決定 |
| 民生委員数(地区民児協数) ※H25.4.1現在 | 1,208人(77地区) | 2,127人(173地区) | 9,399人(397地区) |
| 協力者数 ※H25.4.1現在 | 18人 | 36人 | 221人 |
| 活動費 | 一人あたり年額12,000円を本人に支給 | 一人あたり年額10,000円を本人に支給 | 一人あたり月額4,300円(年額51,600円)を本人に支給 |
| 委嘱 | 民生委員が活動地区の地域住民から1名を推薦し、市長が委嘱 | 市民児協理事長の推薦に基づき市長が委嘱 | 区市町村長の推薦に基づき知事が委嘱 |
| 任期 | 民生委員の任期の範囲内で決定(更新可)。(欠員地区においては、次の民生委員の補充日まで) | 民生委員の任期の範囲内で決定(更新可)。(欠員地区においては、次の民生委員の補充日まで) | 1年(更新可) |
| 主な活動内容(要綱より抜粋) | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の要支援者に対する友愛訪問等の民生委員活動の補佐 ・活動状況について、民生委員への連絡・報告・相談 ・活動に必要な打合せ、会議への出席 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区内の高齢者・障害者などの要援護者に対して、区域担当が行う友愛訪問や啓発活動、その他、当該地区民児協が取り組む地域活動などの見守り活動の補佐 ・活動状況について、民生委員への連絡・報告・相談 ・資質向上のため実施される、必要な研修への参加 ・活動に必要な打合せ、会議への出席 | <ul style="list-style-type: none"> 以下を参考に区市町村が定める。 ・地域において民生委員が連携を図っている機関、団体等との連絡調整 ・子育てサロン、災害対策活動等、民生委員が企画運営する各種事業等への参加 ・民生委員が協力している学校、高齢者施設等の行事への参加・訪問 ・ひとり暮らし高齢者の見守り、通学路の安全確保等、地域の見守りネットワークへの参加 ・地区民児協の運営に関する補助 |

民生委員・児童委員の活動パートナー

民生委員協力員 の手引き



 新潟市

目 次

| | |
|------------------|----|
| ● 民生委員協力員とは | 1 |
| ● 民生委員協力員の活動について | 3 |
| ● 異変に気づくポイント | 4 |
| ● 個人情報について | 5 |
| ● 民生委員協力員設置手続き | 6 |
| ● その他 | 7 |
| ● 制度活用事例 | 8 |
| ● 区役所等連絡先／書式・参考 | 10 |

民生委員協力員とは

誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが求められています。そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の役割が大変重要になっています。

新潟市では、年々増加するひとり暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりを目的とし、「民生委員協力員」を置くことができました。

この手引きは、民生委員と民生委員協力員を対象に作成したものです。

1 どのような制度？

- ◆民生委員協力員は、民生委員の指示・指導のもと見守り等の活動補佐を行います。
- ◆民生委員1人につき、1名の民生委員協力員を配置することができます。
- ◆民生委員は活動地区の地域住民から1名を民生委員協力員候補者として推薦できます。
- ◆地区民生委員児童委員協議会会長は、候補者の適格性を判断し、適格であった場合、市長に推薦を行い、市長が委嘱します。
- ◆民生委員協力員は、守秘義務があります。活動上知り得た個人情報は、漏洩しないよう適切に管理していただきます。

2 基本的な考え方

- ◆あくまで活動の核になるのは、民生委員です。
- ◆民生委員協力員が民生委員の活動補佐を円滑に行うには、相互の連絡体制が重要になります。
- ◆民生委員と民生委員協力員は主従関係ではなく、活動上のパートナーとして連携していただくことを期待します。
- ◆「無理せず、気長に、抱え込まず」を心がけて活動をお願いします。

異変に気づくポイント

地域で見守りを行う際は、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯などの世帯を優先して行います。散歩するときも、見守りを重点的に行うお宅の前をコースに設定すれば、無理なく見守りが行えます。

以下は、地域住民の異変に気づくサインについて例示しました。

1 新聞、郵便物がたまっている

◆新聞や郵便物がたまっていたら、何らかの異変を知らせるサインのひとつです。このようなことが見られたら、民生委員へ連絡をとって相談してください。単なる旅行中のための留守というケースもありますが、気づきのポイントになります。

2 屋内の電気がつけっぱなし

◆夜間に屋内の電気がついていないか、日中明るいのに電気がつけっぱなしになっていないかなども異変に気づくサインのひとつです。

3 カーテン、洗濯物がそのまま

◆屋内の電気と同様に、カーテンが何日も閉まったまま、夜になっても開いたままになっていたり、洗濯物が数日間ずっと干したままだったりすれば、異変のサインのひとつです。

4 最近見かけなくなった

◆老人クラブや町内会の活動や趣味サークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった場合も、異変のサインのひとつです。

5 服装で気づく

◆認知症の高齢者の方や虐待を受けている場合、ずっと同じ洋服を着ていたり、夏なのに厚着しているなど季節に合わない洋服を着ていたりすることがあります。

個人情報について

個人情報保護法や新潟市個人情報保護条例が施行されてから、プライバシーに対する意識が高くなっており、民生委員をはじめとする地域の見守りにかかわる方々の活動が難しくなっています。

民生委員協力員は、民生委員と同様に守秘義務が課せられますが、個人情報を守るために、以下についてご留意ください。

1 本人から同意を得る

◆個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、本人からの同意を得るようにしてください。

2 うっかり情報漏えいに注意

◆井戸端会議、レストランなどで支援者の実名をあげ、民生委員と打ち合わせ…などは絶対避けなければいけません。打ち合わせをする場所も個人情報を意識して選ぶ必要があります。家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話すことは避けてください。

3 必要ない情報は持ち出さない

◆訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すのは、紛失の恐れがあります。実際、他都市では民生委員が名簿を紛失したことにより、対象世帯へ謝罪に回った事例があります。

4 不要になった個人情報は破棄する

◆不要になった訪問記録などの個人情報は、細かく破いて破棄してください。

民生委員協力員設置手続き

① 地区民児協会長へ民生委員協力員設置の要請

民生委員は、担当地区での活動において、活動補佐の必要性を感じた際、地区民児協会長に民生委員協力員設置を要請し、設置を認められた場合は、民生委員協力員候補者を地区民児協会長に推薦します。

(提出書類：新潟市民生委員協力員推薦書、宣誓書、身分証明書用写真、活動手当入金口座届)

② 民生委員協力員の適格性を判断

地区民児協会長は、候補者との面談や必要に応じて地域住民に意見聴取を行い、適格性を判断します。(P16 「民生委員協力員設置要綱第9条」参照)

③ 区役所へ提出

地区民児協会長は適格であった場合、区役所へ推薦状を提出します。

(提出書類：新潟市民生委員協力員推薦書、宣誓書、身分証明書用写真、活動手当入金口座届)

④ 新潟市長から委嘱を受け、活動開始

委嘱決定後、区役所担当者から地区民児協会長・民生委員・民生委員協力員の3者へご連絡いたします。委嘱状をお渡しするため、民生委員協力員は区役所へお越しください。また、民生委員は、自治会や町内会などに民生委員協力員が活動することを周知していただくようお願いいたします。

◆書式については、巻末「様式・参考」を複写し、お使いください。

その他

① 個人活動費の支給

- ◆民生委員協力員は民生委員と同様に、無報酬のボランティアの位置づけですが、新潟市から実費弁償相当額として、年額12,000円の活動費を支給します。なお、支払いは年1回(翌年度4月)に行います。
- ◆年度の途中委嘱や辞任があり、在職期間が全期間に満たない場合は、在職した月数に1,000円を乗じた金額を支払います。

② ボランティア保険

- ◆民生委員協力員の活動保険として、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。
- ◆手続きは、新潟市で一括して行います。
- ◆活動中の事故があった場合、新潟市福祉部福祉総務課へご連絡ください。(福祉総務課 025-226-1173)

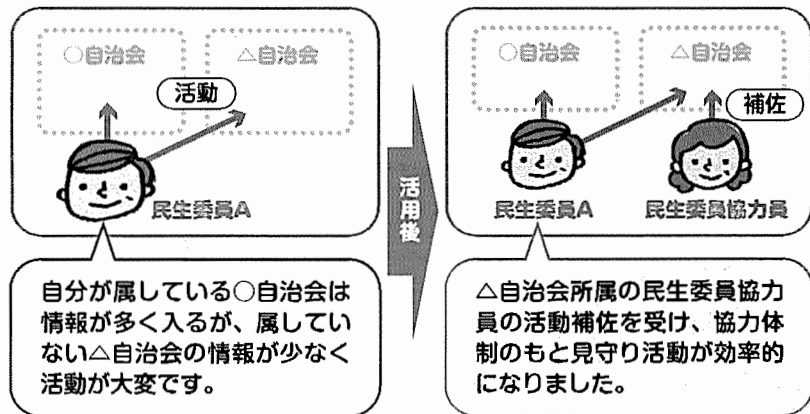
③ 注意事項

- ◆活動中のケガ、交通事故、熱中症などに注意してください。
- ◆民生委員協力員としての活動中は、身分証明書を携帯してください。
- ◆銀行の手続きや支払いの代行など金品に関わる行為は行わないでください。(相談先:あんしんサポート新潟 025-243-4416)
- ◆判断に迷う場合は必ず、民生委員に相談してください。

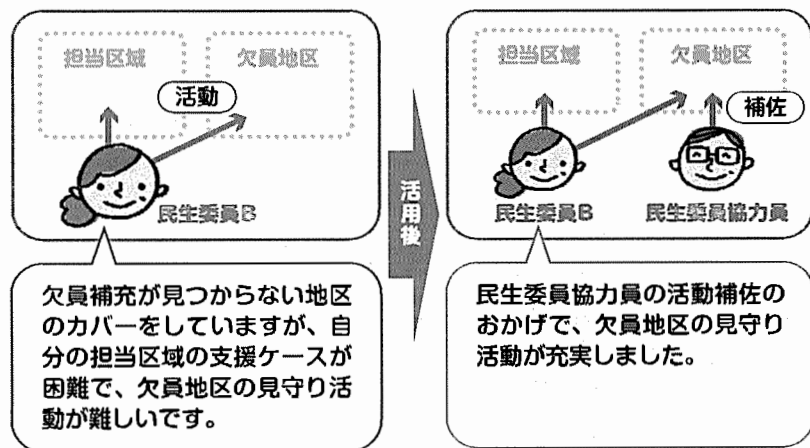
制度活用事例

◆制度利用にあたっていくつかの事例を紹介します。

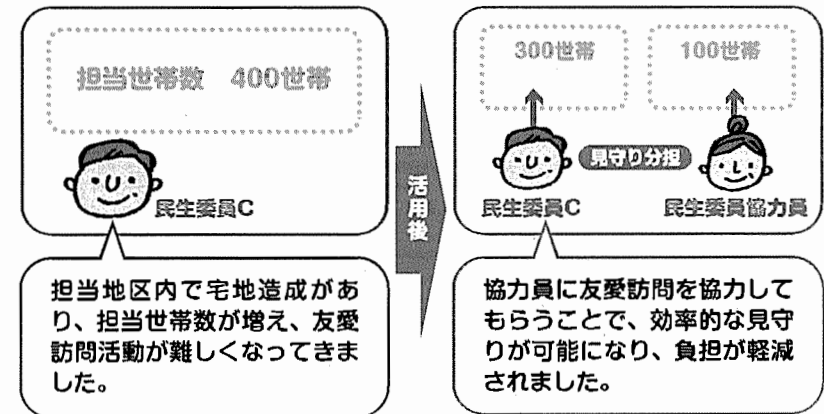
A 2つの自治会を活動エリアとして担当する民生委員Aさん



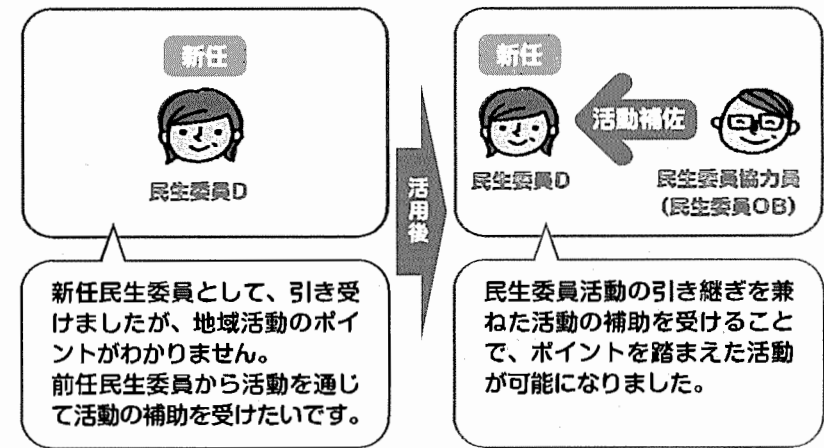
B 民生委員の欠員地区をカバーしている民生委員Bさん



C 担当世帯のカバーが難しくなってきた民生委員Cさん



D 民生委員OBから活動の補助を受けたい新任民生委員Dさん



区役所等連絡先

| 区役所等 | 電話番号 |
|-------------|--------------|
| 北区役所 健康福祉課 | 025-387-1315 |
| 東区役所 保護課 | 025-250-2430 |
| 中央区役所 保護課 | 025-223-7315 |
| 江南区役所 健康福祉課 | 025-382-4313 |
| 秋葉区役所 健康福祉課 | 0250-25-5665 |
| 南区役所 健康福祉課 | 025-372-6304 |
| 西区役所 健康福祉課 | 025-264-7315 |
| 西蒲区役所 健康福祉課 | 0256-72-8395 |
| 福祉部 福祉総務課 | 025-226-1173 |

書式・参考

次ページより、必要様式をコピーしてお使いください。

新潟市民生委員協力員推薦書

(あて先) 新潟市長

平成 年 月 日
 地区民生委員児童委員協議会
 会長 _____ ㊟
 電話番号 _____

新潟市民生委員協力員設置要綱に基づき、当地区民生委員児童委員協議会の民生委員は民生委員協力員設置が必要であり、かつ候補者は適格者であると認め、下記のとおり推薦します。

設置要請者（民生委員）

| | | | |
|-----------------|----------|-------|---------|
| ふりがな | _____ | 住 所 | 〒 _____ |
| 氏 名 | | | |
| 担当地区 | | 電話番号 | — — |
| 委嘱年月日 | 平成 年 月 日 | 担当世帯数 | 約 世帯 |
| 活動状況、 必要な理由等 | | | |

民生委員協力員候補者

| | | | |
|---------------|------------|-------------|---------|
| ふりがな | _____ | 住 所 | 〒 _____ |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 昭・平 年 月 日 | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 年 齢 | () 歳 | 電話番号 | — — |
| 健康状態 | 良好・その他 () | 職 業 | |
| 民生委員 経 験 歴 | 無 ・ 有 | 活動可能 時 間 | 1 週約 時間 |
| 推薦理由 | | | |

添付書類：宣誓書、民生委員協力員証用写真（縦 3 cm×横 2.4 cm）、活動手当入金口座届

活動手当入金口座届

(あて先) 新潟市長

宣誓書

■新潟市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

■活動上知り得た支援者等の個人情報については、新潟市個人情報保護条例第5条※の規定に基づき、適正に管理するとともに、辞任後においても知り得た個人情報を守ります。

※新潟市個人情報保護条例第5条

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取り扱いにあたっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

■活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

上記3点について遵守することを誓います。

平成 年 月 日

氏名 _____ (印)

平成 年 月 日

(あて先)
新潟市長

氏名 _____ 印

民生委員協力員活動費について、下記のとおり振込先口座を届け出ます。

記

1. 金融機関名 _____ 信託銀行・労働金庫・農業協同組合
銀行・信用金庫・信用組合

2. 支店名 _____ 支店

3. 預金区分 ①普通 ②当座

4. 口座番号

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

5. 口座名義人(カナ)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※支店名、口座名義人(カナ)が異なると振込ができませんので、ご確認ください。

民生委員協力員辞任届

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住 所 新潟市 _____
氏 名 _____ ㊞

私はこのたび民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

| |
|----------------------------|
| 辞任日 : 平成 年 月 日 |
| 辞任理由 : |
| 確認欄 : |
| _____ 地区民生委員児童委員協議会会長 氏名 ㊞ |
| _____ 地区担当民生委員 氏名 ㊞ |

返却書類：民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

新潟市民生委員協力員設置要綱

(趣 旨)

第1条 民生委員児童委員（主任児童委員を除く。以下「民生委員」という。）が、社会奉仕の精神に基づき取り組む地域見守り活動において、年々増加する1人暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、相互に助け合い支えあうことができる体制をつくり、もって新潟市の地域福祉を推進するため「新潟市民生委員協力員」（以下「協力員」という。）を置く。

(配置基準)

第2条 民生委員は、担当地区の民生委員活動に協力員を置くことが必要な場合には、民生委員1人につき協力員を1名置くことができる。

(委 嘱)

第3条 協力員は、民生委員法第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）会長の推薦に基づき、新潟市長が委嘱する。

(職 務)

第4条 協力員は、民生委員の活動範囲内において、民生委員と連携し、その指示、指導のもとに、以下の職務を遂行する。

- (1) 高齢者・障がい者等の要支援者に対する友愛訪問等の民生委員活動を補佐すること。
- (2) 活動状況について、民生委員に対して、連絡・報告・相談を常に行い、かつ、別に定める報告書を定期的に提出すること。
- (3) 活動に必要な打ち合わせ、会議等に出席すること。

(義 務)

第5条 協力員は、第4条に規定する職務の遂行にあたっては、民生委員法第15条及び同法第16条に規定される義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、その活動において、知り得た個人情報について、新潟市個人情報保護条例第5条の規定に基づき適正に管理し、その職を退いた後も同様とする。

(任 期)

第6条 協力員の任期は、原則として民生委員の任期の範囲内で決定する。

2 再任は妨げない。

(活動費等)

第7条 当該年度に在職する協力員には、活動実費弁償として年額12,000円を支給する。ただし、当該年度において委嘱、解嘱、任期満了、死亡等により、その在職期間が全期間に満たない協力員に対する支給額は、在職した月数に1,000円を乗じて得た額とする。この場合において、1か月に満たない期間は、切り捨てる。

2 活動費は、翌年4月30日までに支給する。

(推薦)

第8条 協力員の推薦にあたっては、民生委員が、活動に協力員設置が必要だと判断した場合に、地区民児協会長に対して設置を要請し、原則として民生委員の活動範囲内の地域居住者から、協力員候補者を1名推薦することができる。

2 民生委員欠員地区を代替している民生委員が、活動に協力員設置が必要だと判断した場合に、地区民児協会長に設置を要請し、原則として欠員地区を代替している民生委員の活動範囲内の地域居住者から協力員候補者を1名推薦することができる。

3 協力員設置の要請を受けた地区民児協会長は、民生委員の活動状況により、協力員設置が必要かどうか判断する。

4 地区民児協会長は協力員設置が必要と判断した場合、候補者との面談のほか、必要に応じて地域住民に意見聴取を行い、協力員候補者が適格であると判断した場合に、新潟市長に推薦を行う。

(適格要件等)

第9条 協力員の推薦にかかる適格要件は、以下とする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) 原則として、民生委員の活動範囲内の地域に居住し、地域の実情をよく知り、住民から気軽に相談を受けられる者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員活動の補佐に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

(解嘱)

第10条 協力員が以下に該当するときは、市長は、地区民児協会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、義務に違反した場合

(3) 協力員たるにふさわしくない非行のあった場合

(4) その他新潟市長が協力員たるにふさわしくないと認めた場合

(指揮監督等)

第11条 協力員が活動するにあたっての指揮監督については以下のとおりとする。

(1) 協力員は、職務に関し、市長及び地区民児協会長の指揮監督を受ける。

(2) 民生委員は協力員に対して必要な指示、指導を行い、地区民児協会長の統括・指導を受ける。

(付則)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

【民生委員法抜粋】

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市長村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

【新潟市個人情報保護条例抜粋】

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の取り扱いにあたっては、その権利利益を侵害することのないようつとめなければならない。

民生委員・児童委員の活動パートナー
民生委員協力員の手引き

発行：新潟市福祉部福祉総務課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602-1

TEL 025-226-1173